

保育補助者雇上費貸付事業のご案内

保育士の負担を軽減や保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の労働環境改善に積極的に取り組む保育事業者の方に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行います。

対象の保育補助者の方が保育士資格を取得された際には返還を免除します。

対象施設

当該年度以降、新たに保育補助者を雇用する保育所、認定こども園等。

※ 地域型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業を含みます。なお、公営施設は対象外です。

※ 一定の要件を満たす施設等については、当該年度以前から保育補助者を雇用している場合でも対象となります。詳しくは募集要項をご確認ください。

貸付金額

保育補助者の雇い上げに必要な費用
(年額2,953千円以内、最大3年間、無利子)

ポイント1

常勤の保育士に占める**未就学児をもつ保育士の割合が2割以上の施設等**については、2人目の保育補助者の雇い上げを可能とし、2,953千円に加え**最大2,215千円を加算**します。

ポイント2

保育補助者の方が貸付期間中に保育士資格を取得した場合、**貸付金の全額を免除**します。

よくある質問

Q: 対象となる保育補助者の要件は何ですか？

A: 保育補助者の方については、以下の2つの要件を満たすことが必要です。

- ① 保育士資格の取得を目指していること
- ② 子育て支援員研修又は家庭的保育者研修を受講すること ※貸付後の受講でも可能

応募方法・提出書類

以下の必要書類を提出先までご提出ください。

- ① 借入申込書(様式第4号)
- ② 保育補助者の雇用契約書の写し
- ③ 「保育補助者誓約書」(様式第5号)
- ④ 子育て支援員研修等の修了証書の写し
- ⑤ 勤務環境改善計画書(様式第6号)

【当該年度以前から雇用している保育補助者を対象とする場合】

○ 様式第7号

【加算を受ける場合】

○ 職員名簿(様式第8号)

貸付施設数

5施設・事業所程度

Q: 貸付金は保育補助者の給与にしか充てることはできませんか？

A: 本人に支払う給与のほか、法定福利費の事業主負担分や福利厚生費に充てることが可能です。

☎ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)

お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

申請書・募集要項掲載ページ

<https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

島根県社会福祉協議会

検索